

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十八号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（特定水銀使用製品）</p> <p>第一条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品（以下単に「特定水銀使用製品」という。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>十四 脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ</p> <p>十五 真空ポンプ</p> <p>十六 車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられるおもり</p> <p>十七 写真フィルム及び印画紙</p> <p>十八 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）に用いられる推進薬</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、水銀に関する水俣条約（附則第四条において「条約」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 四 （略）</p> | <p>（特定水銀使用製品）</p> <p>第一条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品（以下単に「特定水銀使用製品」という。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 四 （略）</p> |